

尾張旭市工事検査基準

尾張旭市が行う工事検査を適正に実施するため、尾張旭市工事等検査実施要領第10条の規定に基づき、検査の技術的な基準を定める。

(適用)

第1 この基準は、尾張旭市工事等検査実施要領第4条に定める検査に適用する。

(検査の方法)

第2 工事内容の検査は、契約書、仕様書、設計書、図面等と対比して行うほか、別に示す「工事の検査方法」によるものとする。

(判定基準)

第3 検査の結果による合格値は、原則として、次の各号に定める基準により適否の判断を行うものとする。

- (1) 土木工事 愛知県建設局土木工事標準仕様書に定める基準
- (2) 農地関係工事 愛知県農林基盤局工事標準仕様書（農地関係）に定める基準
- (3) 水道工事 愛知県企業庁土木工事標準仕様書に定める基準
- (4) 建築工事 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める基準
- (5) 電気設備工事 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める基準
- (6) 機械設備工事 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に定める基準

(雑則)

第4 この基準に記載のない工種又はこの基準により難しいものについては、検査職員が判定するものとする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年8月1日から施行する。

工事の検査方法

1 一般的検査留意事項

(1) 可視部分の検査

可視部分については、原則として検査職員が実測するとともに施工管理データ（品質管理、出来形管理及び工事写真をいう。）により出来形を検査する。ただし、可視部分でも実測が困難な部分については、施工管理データにより検査する。

(2) 不可視部分の検査

不可視部分については、施工管理データ及び監督職員による立会い、段階確認の有無、出来形確認写真等により検査する。

(3) 使用材料の検査

使用材料の品質、規格及び数量については、品質管理データ、品質証明書又は実測により検査する。

(4) 機械設備等の検査

機械設備等の機能及び性能については、実際の操作により検査する。

(5) 構造物等機能の検査

構造物、附属設備等の機能については、主に実際の操作により検査する。

(6) その他

全体の外観については、仕上がり面、通り、すり付け等の程度を観察するとともに工事完了後の現場整理状況を確認する。

2 施工管理に関する検査留意事項

(1) 施工管理資料の整理状況

(2) 測定時の正確度及び規格値との関係

(3) 施工管理方法の適否

(4) 施工管理要員の状況

(5) 試験、測定、撮影等の監督職員の立会の程度

(6) 施工管理結果の現場工事の反映状況

(7) 施工管理に対する全般的確認程度

3 施工状況に関する検査留意事項

項目	関係書類	留意事項
1 工事の監督	契約書、仕様書、工事監督要領	工事監督の状況確認、立会い及び指示承諾協議事項の処理内容
2 工程管理	工程図表、実施工程表、出来形管理図書、工事打合簿	工程管理状況及び進捗内容
3 工事施行		工法研究、施工方法及び手戻り（災害）に対する処理状況
4 工事材料、解体及び発生品	仕様書、工事材料納入書類、解体、支給材料受領書、発生品届出書類等	工事材料、解体及び発生品の処理状況
5 立会、指示すべき施工及び調合	仕様書、工事打合簿その他関係資料	立会い又は指示すべき施工及び調合の状況
6 現場管理	仕様書、工事打合簿、関係法規等	現場管理状況、安全管理状況及び処理内容

4 各工事別検査方法

(1) 検査の内容

検査は、工事の出来形を対象として行うものとし、関係図書に基づく工事の実施状況、出来形及び品質について適否の判定を行う。

ア 実施状況の検査

実施状況の検査は、施工管理状況その他の施工状況に関する記録（写真による記録を含む。）と設計図書等とを対比して行う。

イ 出来形の検査

出来形の検査は、位置、出来形の寸法及び数量について、設計図書と対比して行う。ただし、測定箇所は出来形の現地状況に応じて、検査職員の判断により決定する。また、外部からの観察、出来形図、写真等に

より当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要な部分を破壊、若しくは分解又は試験をして確認することができる。

ウ 品質の検査

品質の検査は、設計図書、仕様書と対比して行う。ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要な部分を破壊若しくは分解又は試験をして確認することができる。

(2) 測定方法

ア 検査項目は、出来形寸法、品質、出来ばえ、位置、構造、機能等とし、出来ばえ、位置、構造、機能の検査は検査職員の技術的判断による。

イ 実測する検査箇所は、原則として設計寸法の明示された箇所とする。

ウ 施工延長の検測については、測点が図面、杭等で明示されている場合は、延長の確認として各測点間距離を抜き取り測定することにより全延長の測定を省略することができる。